国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成２８年１２月２日
北陸信越運輸局自動車交通部
北陸信越運輸局長野運輸支局

タクシー事業の適正化・活性化を推進します！

～　長野交通圏特定地域計画を全国に先がけ認可しました　～

タクシー事業の適正化・活性化を推進するための特定地域計画を、本日認可しましたのでお知らせします。特定地域計画の認可は全国で初となります。

・　特定地域計画とは、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、タクシー車両の過剰な地域として国土交通大臣が指定した地域（以下「特定地域」という。）において、タクシー車両の供給過剰を解消するための計画であり、同法において作成することが義務付けられています。
　また、作成された特定地域計画に基づき、地域のタクシー事業者は事業者計画を作成することが義務付けられています。（別紙参照）

・　今般、長野交通圏特定地域協議会（注1）から特定地域計画（注2）の認可申請があり、本日（１２月２日）、同法第８条の２（注3）に基づき北陸信越運輸局長が認可しました。これは、特定地域に指定された全国２７地域で初めての認可となります。

・　今後、認可された特定地域計画に基づき、地域内のタクシー事業者は事業者計画の認可申請をすることを予定しており、平成２９年４月１日から取り組むことを目指しています。

（注１）長野交通圏（長野市、千曲市、埴科郡坂城町で構成されるタクシーの営業区域）において、特定地域計画の作成等を行うために設置されている協議会。構成員は、関係地方公共団体、タクシー事業者、労働組合、地域住民、関係行政機関等。

（注２）主な内容

〇供給輸送力の削減

・法人タクシー：特定地域指定日（H27.8.1）現在車両数 712 両→590 両（122 両削減）（運行可能なタクシー車両に「稼働認定車証」を貼付）

・個人タクシー：特定地域指定日（H27.8.1）車両数による年間延実在車両数 24,445 日車→20,075 日車（1 人当たり年間 65 日の休車）

〇活性化措置

駅乗降場所でのドア・トランクサービス（ドアの開閉・トランクの荷物の積み降ろしの補助）の実施、長野駅周辺等での違法駐車の一掃等

（注３）第８条の２第１項

特定地域において組織された協議会は、当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進しようとするときは、当該適正化及び活性化を推進するための計画（以下「特定地域計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

【問い合せ先】
北陸信越運輸局自動車交通部旅客課　新田、水上
℡：０２５－２８５－９１５４

特定地域計画・事業者計画について

別紙

○供給過剰の解消を図り、タクシー事業の適正化及び活性化を推進するため、協議会に対し、当該特定地域において削減すべき供給輸送力及びその方法等を定めた「特定地域計画」の作成を義務づけ（特定地域計画には活性化を推進するための「活性化措置」に関する事項を定めることが可能）

○特定地域計画の作成に合意した事業者に対し、各合意事業者が削減すべき供給輸送力及びその方法等を定めた「事業者計画」の作成を義務づけ

○国土交通大臣の認可を受けた特定地域計画及び当該計画に基づいてする行為は、独占禁止法の適用除外

特　定　地　域　計　画

特定地域計画の作成

協議会Ａ

主な記載事項

- 削減すべき供給輸送力及びその削減方法
- 各タクシー事業者が削減すべき供給輸送力及びその削減方法
- 活性化措置の内容（任意）

認可申請

特定地域計画の認可

国土交通省

主な認可基準

- 特定地域における車両数ベースでの特定地域計画の作成に合意したタクシー事業者の割合が３分の２以上であること
- 供給過剰の是正のため必要最小限度の範囲を超えないこと

認可

特定地域計画事項の実施義務

認可を受けた特定地域計画の作成に合意し、その実施主体とされたタクシー事業者は、当該計画事項の実施義務を負う。

※認可を受けた特定地域計画が認可基準に適合しなくなった場合は？

→ 認可特定地域計画の変更命令等の対象となる。

事　業　者　計　画

事業者計画の作成

合意事業者

合意事業者（個人タクシー）

主な記載事項

- 削減する供給輸送力及びその削減方法
- （認可特定地域計画において活性化措置の実施主体とされた合意事業者にあっては）活性化措置の内容及びその実施時期

認可申請

事業者計画の認可

国土交通省

主な認可基準

- 供給輸送力の削減を確実に行うため適切なものであること
- （活性化措置に係る事項が定められている場合にあっては）活性化措置を確実に遂行するため適切なものであること

認可

事業者計画の実施

※認可を受けた事業者計画を実施していない又は認可基準に適合しなくなった場合は？

→ 認可事業者計画の変更命令等の対象となる。